

騒音記入例

※ 本届出書は、正本にその写しを一部添えて提出してください。
様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※ 法第8条第1項の規定により、「当該事項の変更に係る
工事の開始の日の30日前まで」の届け出となっています。

大田原市長 〇〇 〇〇 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者 〒100-0000
東京都千代田区〇〇〇
〇〇工業株式会社
取締役社長 東京太郎

※ 氏名(法人にあっては代表者の氏名)の記入または本人(法人にあ
つてはその代表者)の署名となります。

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出
ます。

工場又は事業場の 名 称	〇〇工業株式会社大田原工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の 所 在 地	〒324-0041 大田原市本町〇〇〇	※ 受理年月日	年 月 日

特定施設の種類	型 式	公 称 能 力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
2 空気圧縮機	CD-45	8kW	2	5				

※ 法第8条第1項の規定では、変更が「環境省令で定める範囲内である場合」には必ずしも届け出を要し
ない(届け出を拒むものではありません)ので届け出ていただいてもかまいません。こととなっています。
届け出を要しない「環境省令で定める範囲」とは、次のとおり定められています。

- (1) 特定施設の種類ごとの数が、減少する場合。
 - (2) 特定施設の種類ごとの数が、直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合。
また、この届け出は「種類ごとの数の変更」ですので、次の場合も届け出を要しません。
 - (3) 既に届出済みの特定施設を更新する場合。
 - (4) 既に届出済みの特定施設の能力を大型化する場合。
- 上記の場合を含め、届出の要、不要について別表のとおりまとめましたので、参考にしてください。

備 考 (省略)

別 表（騒音規制法第8条第1項の規定に基づく「特定施設の種別ごとの数変更届出書」の要否の例）

1 届出を要する場合

事 例	理 由
当初、「特定施設設置届出書」として空気圧縮機を2基届け出ている。 今回、新たに3基の空気圧縮機を設置することとなった。	空気圧縮機が直近の届出（当初の「特定施設設置届出書」）の結果、2基届け出られている。今回の増設で、その数の2倍を超える5基になるため。
当初、「特定施設設置届出書」として空気圧縮機を2基届け出ている。 その後、空気圧縮機を1基増設して計3基としたが、届出はしていない。 今回、新たに2基の空気圧縮機を設置することとなった。	空気圧縮機が直近の届出（当初の「特定施設設置届出書」）の結果、2基届け出られている。 1基増設の際は届出をしていないため、届出上は2基のままであり、今回の増設でその数の2倍を超える5基になるため。
当初、「特定施設設置届出書」として空気圧縮機を2基届け出ている。 今回、機械プレス1基を設置することとなった。	直近の届出（当初の「特定施設設置届出書」）では、空気圧縮機しか届け出られてなく、機械プレスが新規に設置（種別ごとの数が「減少」又は「2倍以内の増加」のいずれにも該当しない）されるため。 ※ なお、この場合において、機械プレスを「特定施設設置届出書」の届出対象としないのは、法第6条第1項で「工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者」が「特定施設設置届出書」の義務を課せられているため。
当初、「特定施設設置届出書」として空気圧縮機を2基届け出ている。 その後、空気圧縮機を3基増設したため「特定施設の種別ごとの数の変更届出書」として届け出ている。 今回、さらに6基の空気圧縮機を増設することとなった。	直近の届出（3基増設の際の「特定施設の種別ごとの数の変更届出書」）の結果、空気圧縮機が5基届け出られている。今回の増設で、その数の2倍を超える11基になるため。

2 届出を要しない場合

事 例	理 由
当初、「特定施設設置届出書」として空気圧縮機を2基届け出ている。 今回、空気圧縮機を1基廃止することとした。	種別ごとの数の減少になるため。
当初、「特定施設設置届出書」として機械プレス1基と空気圧縮機を2基届け出ている。 今回、空気圧縮機を全て廃止することとした。	種別ごとの数の減少になるため。
当初、「特定施設設置届出書」として機械プレス1基と空気圧縮機を2基届け出ている。 今回、機械プレスと空気圧縮機を全て廃止することとした。	この変更により、当該事業場には騒音に係る特定施設が全てなくなったので、「特定施設使用全廃届出書」として届け出ることになるため。
当初、「特定施設設置届出書」として空気圧縮機を2基届け出ている。 その後、空気圧縮機を1基増設することとした。	空気圧縮機が直近の届出（当初の「特定施設設置届出書」）の結果、2基届け出られている。今回の増設では、その数の2倍以内の3基にとどまるため。
当初、「特定施設設置届出書」として空気圧縮機を2基届け出ている。 その後、空気圧縮機を3基増設したため「特定施設の種別ごとの数の変更届出書」として届け出ている。 今回、さらに5基の空気圧縮機を増設することとなった。	空気圧縮機が直近の届出（3基増設の際の「特定施設の種別ごとの数の変更届出書」）の結果、5基届け出られている。今回の増設では、その数の2倍以内の10基にとどまるため。
当初、「特定施設設置届出書」として空気圧縮機を2基届け出ている。 今回、当該空気圧縮機を2基とも更新することとなった。	種別ごとの数に変更がないため。
当初、「特定施設設置届出書」として圧延機械を1基届け出ている。 今回、圧延機械の原動機を出力の大型のものに更新することとなった。	種別ごとの数に変更がないため。

3 届出を要する場合と要しない場合が混在する場合

事 例	理 由
当初、「特定施設設置届出書」として機械プレス1基と空気圧縮機を2基届け出ている。 今回、機械プレスを1基と空気圧縮機を3基増設することとした。	機械プレスの増設は、直近の届出（当初の「特定施設設置届出書」）の結果に比べ2倍以内の増加にとどまるため、届出不要である。 一方、空気圧縮機の増設は、直近の届出の結果に比べ2倍を超えることとなるため、届出を要する。

(変更前)

(変更後)

(騒音・振動)

種類ごとの数・構造	別表第1に掲げる特定施設の項番号	2	2	※ 記載内容は、届出書と一致させてください。 ※ 特定施設の仕様書等を添付してください。	
	特定施設の名称	空気圧縮機	空気圧縮機		
	特定施設の型式	CD-45	CD-45		
	特定施設の数	2	5		
	特定施設の規模(kw、重量t、m ³ 、kg)	8kW	8kW		
使用の方	工事着手予定年月日	年 月 日	令和〇年〇月〇日	※ 「工事着手予定年月日」は、届出の日より30日以降の日付となっていることを確認してください。	
	工事完了予定年月日	年 月 日	令和〇年〇月〇日		
	使用開始予定年月日	年 月 日	令和〇年〇月〇日		
	事業場(工場)の操業時間	8時30分~17時30分	変更無	※ 直近の届出と比較して、「使用の方法」が変更されている場合には、該当する箇所に変更後の状況を記入してください。	
	1日の使用時間(時間)	9時間	8時間		
	1回の使用時間(時間)	9時間	8時間		
	1日の使用回数(回)	1回	変更無		
	季節変動	なし	変更無		
騒音止又はの振動の法	騒音又は振動の防止の方法の概要	距離減衰	距離減衰		
参考事項	騒音(振動)防止施設	設計施工者	※ この記載例では、騒音の防止を工場建屋壁面の「透過損失」及び「距離減衰」に依っているため、特段の「騒音防止施設」を設けない想定で作成しています。よって、本欄は未記入となっています。		工場全体の敷地面積 7,560m ²
		工事予定費用			
		資金内訳			
		工事着手予定年月日 年 月 日			
添付書類	1 特定施設の配置図 事業場(工場)の建物の配置を明示するとともに、特定施設の位置を朱書すること(縮尺又は距離を記載すること)。 2 事業場(工場)付近の見取り図 周辺200メートルの付近図とし、付近の状況を明示するもの(縮尺又は距離を記載すること)。 3 騒音(振動)の発生及び騒音(振動)の防止に係る操業の系統を説明する書類。 4 騒音の大きさ(dB)に関する説明書。				

4 騒音の大きさ (dB) に関する説明書

(1) 作業場建物の構造及び工場又は事業場の塀の構造

作業場建物の構造								工場又は事業場の塀の構造	
	壁	屋根	窓	扉	床	柱	はり	材質	
材質	コンクリートブロック		ガラス					高さ	
厚さ	10cm		5mm					厚さ	

※ (2)の計算で透過損失を考慮する場合には、計算の参考となるような情報を記載すること。なお、(2)の計算に使用しない場合であっても、分かる範囲で記載することが望ましい。

(2) 騒音の大きさに係る計算表

		A	B	C	D
音源	名称	機械プレス	機械プレス	空気圧縮機	空気圧縮機
	騒音の大きさ (dB)	100	100	78	78
距離減衰	距離 (m)	23	34	28	40
	減音 (dB)	27	31	29	32
建物の透過損失	材質	コンクリートブロック	コンクリートブロック		
	減音 (dB)	28	28		
	材質	※ この記載例では、各々の特定施設直近の敷地境界で、特定施設から発生する音のみを考慮して計算しました。音源は全て点音源で自由空間を伝達すると仮定しています。空気圧縮機は75dBの施設が2基隣接して設置されているので、これを合計して一つの点音源(78dB)としました。 ※ 増設分の空気圧縮機の騒音について計算したところ、機械プレスのほうが境界における騒音が大きかったため、機械プレスのほうを記入しました。実際の計算では、音源の状況を考慮してください。 距離減衰等の計算式が記入された書類や建物等の透過損失を明らかにする資料を添付していただくと助かります。 本表の「A」から「D」は「添付書類1 特定施設の配置図」と一致し、各々における「敷地境界での騒音」は規制値を下回っています。			
	減音 (dB)				
その他の防音対策	名称				
	減音 (dB)				
騒音減衰の合計 (dB)		55	59	29	32
敷地境界での騒音 (dB)		45	41	49	46

※ 添付する図面における敷地境界線上に、特定施設から直近の四方方向に「A」から「D」の地点を選択し、当該地点における騒音(すなわち「敷地境界線での騒音」)を計算する。

(6-3)定型的添付書類

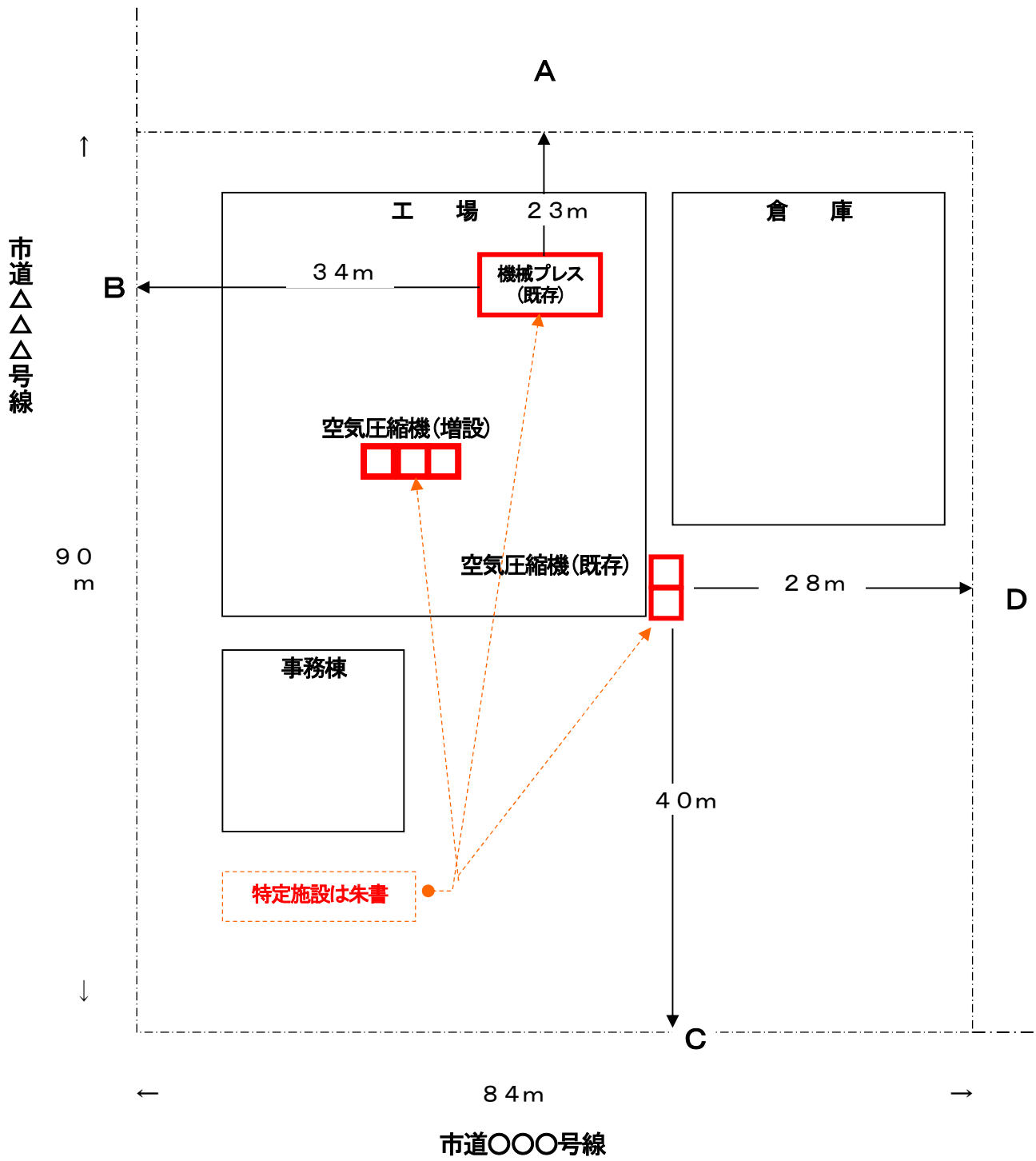
参 考 事 項

- 記載上の注意
- 届出等に係る工場、事業場の状況等について記載又は添付するものとし、番号は該当するものを○印で囲むこと。
 - 届出書及びその別紙に記載又は添付している事項については、あらためて記載又は添付を必要としない。

届出等担当者 (連絡先)		氏名 本町一郎		所 属 部 課 名 総務部管理課		電 話 (0287)11-1111(代)	
				F A X (0287)11-1112			
公害防止管理者		選任 ② 不要		選任要 のとき 職・氏名		試験又は 資格の区分	
						※ 特定施設を有する一定規模以上の工場、事業場では「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、公害防止管理者等を選任する(届出必要)こととなっています。	
公害防止責任者		職・氏名 総務部長 美原二郎		※ 県条例第50条の規定により、特定施設を設置する事業場(公害防止管理者を選任している場合を除く)は、公害防止責任者を選任する(届出不要)こととなっています。			
従業員数	〇〇〇人	主要 製品名	〇〇〇部品	日本標準産業分類の 小分類番号・項目	2452 金属プレス製品製造業	※ 総務省統計局のホームページを参照してください。	
特定施設メーカー名		機械プレス 〇〇重工業(株) 空気圧縮機 (株)〇〇製作所		処理施設メーカー名			
特定施設が関係する製造工程の概要 <p style="text-align: center;">別紙のとおり</p> <p style="text-align: center;">※ 添付書類として、特定施設が関係する工程表等を添付することとなっていない場合は、本欄に工程の概要を記入してください。</p>							
特定施設等を 設置する土地	用途 地域 準工業地域	敷 地 (既存面積 面積等 (新規・増加面積 7,560 m ²)		登記地目 宅地)			
特定施設等を 設置する建物	新築 (床面積 1,760 m ²)	増改築 (床面積 m ²)					
工場・事業場 当初設置年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日		水質関係特定施設 当初設置年月日		年 月 日		
めっき施設の設置等 に係る事前協議	1 要 ② 不要	事前協議 要のとき 対象物質		協議終了年月日			
排 水 先 (水質関係に係る 届出書に添付 するときのみ記載)	複数の排水口があり、異なる用水路・河川に排出される場合にはその全てについて記載すること 排出水の排出先の用水路名 () ↓ 排出水の排出先の河川名 ()						
公害防止協定	締結 ② 無	締結有 のとき	今回の特定施設等の 届出に関する事前協議		1 要 2 不要	事前協議 要のとき	1 協議済 2 協議予定
周辺における 公害苦情等の問題	現在解決して いない苦情	1 有 ② 無	有のときは その区分	1 ばい煙 2 粉じん	3 汚水 4 悪臭	5 騒音 6 振動	7 その他 ()

添付書類 1 特定施設の配置図

(例)

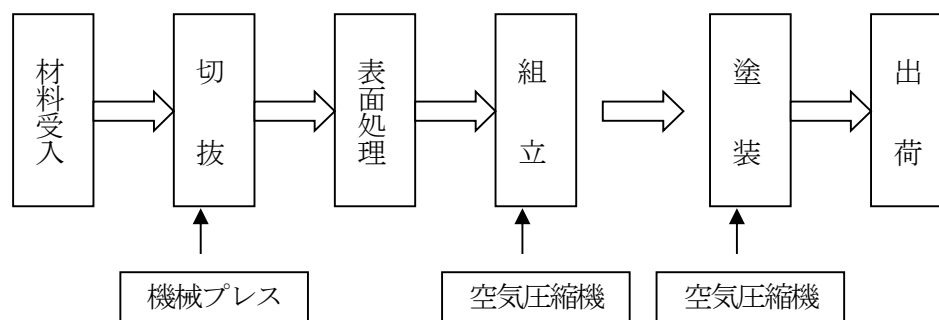


添付書類2 事業場（工場）付近の見取り図

住宅地図等付近の状況が分かる地図に、工場の敷地境界線から200mの範囲を明示した図面
(縮尺又は距離を明示すること)

添付書類3 騒音の発生及び騒音の防止に係る操業の系統を説明する書類

(例)



その他の添付書類 現地案内図

住宅地図等を使用するなどし、工場(事業場)所在地及びそこに至る経路が分かるような案内図

その他の添付書類 特定施設の仕様書

設置する特定施設の型式、規模、能力及び騒音が分かる書類
(製造元が発行する仕様書のようなものが望ましい)

その他の添付書類 騒音付表を補完する書類又は資料

必要に応じ、距離減衰の計算式を記載した書類及び建物等の透過損失を明らかにする資料